

23町地指第256号の2
2023年8月17日

社会福祉法人 地の星
理事長 安達 利恵子 様

町田市長 石坂 丈一



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

2023年11月16日から2028年11月15日まで